(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成1 2年法律第149号。以下「法」という。)、マンションの管理の適正化の 推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「省 令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(添付書類)

第3条 省令第1条の2の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する「事前確認適合証」とし、法第5条の3の規定による認定の申請若しくは法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、法第5条の4各号に掲げる基準に適合することについて、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(認定申請の取下げ)

第4条 法第5条の3の規定による認定の申請若しくは法第5条の6第1項の 規定による認定の更新の申請又は法第5条の7の規定による変更の認定の申 請をした者は、申請を取り下げようとするときは、管理計画の認定申請の取 下げ届(様式第1号)の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

(認定管理計画の取りやめ)

第5条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめるときは、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理の取りやめ届(様式第2号)の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(不認定の通知)

第6条 市長は、法第5条の3の規定による認定の申請若しくは法第5条の6

第1項の規定による認定の更新の申請又は法第5条の7の規定による変更の認定の申請があった場合において、法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、不認定通知書(様式第3号)を当該申請をした者に通知するものとする。

(管理状況の報告)

- 第7条 市長は、法第5条の8による報告を求めるときは、管理の状況に係る報告徴収について(様式第4号)により行うものとする。
- 2 認定管理者等は、法第5条の8の報告を求められたときは、マンションの管理の状況に係る報告書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(改善命令)

- 第8条 市長は、法第5条の9の規定による改善に必要な措置を命ずるときは、 改善命令書(様式第6号)により行うものとする。
- 2 認定管理者等は、法第5条の9の規定による命令を受けたときは、改善命令に係る報告書(様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第9条 法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知は、認定取消 し通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補則)

附則

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
 - この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
 - この要綱は、令和7年4月1日から施行する。